教 育 ロ ー ン　WEB完結特別金利
（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2026年6月1日現在）

商　品　名	教 育 ロ ー ン （一般社団法人しんきん保証基金保証付）WEB完結
ご利用いただける方	・申込時年齢が満18歳以上である方。 ・安定継続した収入がある方。（派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。） ・年金受給者の方は、前年の受取実績（他行にて受取の方を含む）がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・富山県内に居住または勤務されている方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。 ・運転免許証、またはマイナンバーカードのいずれかをお持ちの方。 ・当金庫に普通預金口座（返済用口座）をお持ちの方。 ・融資申込み手続きをパソコン・スマートフォン等でWEB上でされる方。 ・当金庫にて本人確認（犯罪収益移転防止法上の取引時確認）をお済の方。 ※当金庫にお届けいただいている「氏名」「住所」「電話番号」等に変更がある方は変更手続きが必要となります。 ※融資実行日と同日に融資金を支払先へ振込みされる方の振込手数料は無料といたします。
対象となる学校	学校（教育施設）は国内・国外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるものが対象となります。 〔例〕大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校、専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園、国・自治体等が設置した学校、行政機関の指定・認定を受けた学校。※学習塾、専修学校、各種学校で認知を受けていない予備校は対象となりません。
お 使 い み ち	・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金。 ①就学する学校等への1年分の納付金 ②就学に係る1年分の付帯費用（100万円以内） ③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関（日本政策金融公庫を含む）および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（しんきん保証基金保証付教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。（※但し、前記①または②と合わせた申込に限ります。） ・「納付金」には寄付金・学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校への入学金を含みます。 ・「付帯費用（最長1年分100万円以内）」は、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、引越費用など。 ※ご融資金は可能な限り振込とさせていただきます。 ※①および②は申込日時点で支払日から6ヵ月以内に振込されたものであればお取扱いできます。
ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内 （1万円単位）
ご 利 用 期 間	3ヵ月以上16年以内
ご 融 資 利 率	◎WEB完結 教育ローン特別金利 ： 固定金利 年1．75%（保証料含む） ※教育ローン基準金利 年3．35%（保証料含む）から▲1．6% ※2026年6月1日現在の適用金利です ※金利は毎月見直します
ご 返 済 方 法	・毎月元利均等の分割返済となります。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 なお、元金返済の据置期間は卒業予定月までできます。 ※据置を希望される方は、別途、当金庫までお申し付けください。
ご提出していただくもの	①ご本人確認資料 ・運転免許証（表裏）、マイナンバーカード（表）のいずれか ②年収をご確認できる資料 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可） ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 ◎ 但し、借入金額100万円以下の場合、またはプライムプランで①に該当の場合、不要となります。 ③お使いみちのわかる資料 ・前頁にあるお使いみち①の場合は、学校発行の振込用紙、請求書など。 ・前頁にあるお使いみち②の場合は、請求書、パンフレットなど。 ・前頁にあるお使いみち②のみの場合は、合格通知書、在学証明書など。 ・前頁にあるお使いみち③の場合は、融資残高および教育関連借入であることの確認できる書類。 ・支払済みの場合は、領収書、通帳など。

富山信用金庫

保証会社 保証料・保証人	保証会社　…　一般社団法人しんきん保証基金 保証料　…　毎月のご返済金に含まれます。 担保　…　不要です。 保証人　…　原則不要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時 ～ 17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時 ～ 17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。 ・WEB完結でお申込みいただいた場合でも、審査の都合上、ご来店いただいてお申込みいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・お申込みに際して、保証会社よりお申込意思確認およびお勤め先へ勤務在籍確認のご連絡をさせていただきます。 ※お申込意思確認および勤務在籍確認ができない場合は、来店型のお取扱いとなります。